

## 学校徴収金等口座振替手続きについて(ご案内)

箕面市立小中学校では、お子様の学校活動で必要となる経費のうち、保護者様にご負担いただく給食費・教材費等のいわゆる「学校徴収金等」を、口座振替(引落し)により徴収しています。

### 1. 振替口座について

#### (1) 口座振替のお手続きについて

- ・ 箕面市立小学校(当該中学校区)に在籍し、学校徴収金等の口座振替をしており、引き続き同口座からの振替を希望される場合は振替口座手続の必要はありません。
- ・ 当該中学校区の箕面市立小学校以外から転入等により箕面市立中学校に進学されるかたは、取扱金融機関で口座振替手続をお願いします。  
【金融機関窓口への提出期限】令和7年(2025年)2月28日(金)(土日祝除く)
- ・ 口座振替依頼書は箕面市立小中学校のほか、箕面市教育委員会事務局学校事務センター、池田泉州銀行箕面市内の各支店窓口でも配布しています。

#### (2) 現在の登録口座を変更する場合について

- ・ 口座振替依頼書を変更先の取引金融機関窓口へご提出ください。銀行手続き上、約2か月後から引落口座が変更となります。変更前の口座に対する手続きは不要ですが、変更した口座からの引落としができるまでは口座の解約をしないようお願いいたします。
- ・ 口座名義変更をされた際は、口座振替依頼書の再提出が必要です。金融機関での口座名義変更手続き後に、新しい名義で記載した口座振替依頼書を金融機関窓口へご提出ください。

#### (3) 取扱金融機関について

- ・ 池田泉州銀行もしくは三井住友銀行
- ・ 上記の金融機関であれば、市内外問わずどの支店の口座でも可能です。

### 2. 学校徴収金等の口座振替について

#### (1) 振替日について

- ・ 原則6月～翌年3月まで、毎月9日に振替します。
- ・ 振替の日程は、入学後に学校からお知らせいたします。
- ・ 残高不足により引落としができなかった場合は、27日に再度、振替を行いますので、指定する期日までに登録口座へご入金をお願いいたします。
- ・ 再振替でも引落としができなかった場合は、児童手当または就学援助費(受給者のみ)から徴収する場合があります。

#### (2) 振替内容について

- ・ 給食費、教材費等、部活動費、スポーツ振興センター災害共済掛金、PTA会費などの費用が対象です。
- ・ 費目や金額などの詳細は、入学後に学校からお知らせいたします。

《問い合わせ先》箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局  
学校生活支援室 学校事務センター  
箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階34番窓口  
電話：072-724-6779(直通)